

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (年次休暇)</p> <p>第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、次の各号に定める日数とする。</p> <p>(1) 1週間の勤務日が5日以上とされている時間雇用教職員、1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員(1週間の勤務時間が30時間以上である時間雇用教職員を除く。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、雇用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤し、又は雇用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において、次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、継続勤務期間の項の区分ごとに定める日数(表は略)</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、<u>第7号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。</u>)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>一の事業年度の6月から10月までの期間における、</u><u>休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</u></p>	<p>第5章 勤務時間、休日、休暇等 (年次休暇)</p> <p>第45条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員(第6号<u>及び第7号</u>に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者(第7号にあつては、<u>1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除く。</u>)に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(6) (同左)</p> <p>(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 <u>前条第1項第1号に掲げる時間雇用教職員にあつては、一の事業年度の6月から10月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間とし、同項第3号に掲げる時間雇用教職員のうち、所定勤務日数が週4日以</u></p>

改 正 前	改 正 後									
<p>(8)～(9) } 2 (1)～(3) } (略)</p> <p>(4) 女性の時間雇用教職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(5) 職務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>(6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）前条第1項第1号に掲げる時間雇用教職員にあつては一の事業年度において10日の範囲内の期間とし、同項第3号に掲げる時間雇用教職員のうち、所定勤務日数が週4日以下とされている時間雇用教職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分、また週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものについては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の事業年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。</p> <p>(表は略) (後 略)</p>	<p><u>下とされている時間雇用教職員にあつては、次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が121日以上216日以下であるものにあつては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の事業年度の6月から10月までの期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる休日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">1週間の勤務日の日数</td> <td style="text-align: center;">4日</td> <td style="text-align: center;">3日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年間の勤務日の日数</td> <td style="text-align: center;">169日か 216日まで</td> <td style="text-align: center;">121日か 168日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">2日</td> <td style="text-align: center;">1日</td> </tr> </table> <p>(8)～(9) } 2 (1)～(3) } (同左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）前条第1項第1号に掲げる時間雇用教職員にあつては一の事業年度において10日の範囲内の期間とし、同項第3号に掲げる時間雇用教職員のうち、所定勤務日数が週4日以下とされている時間雇用教職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものにあつては、同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、一の事業年度において、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成28年6月28日から施行する。</p>	1週間の勤務日の日数	4日	3日	1年間の勤務日の日数	169日か 216日まで	121日か 168日まで	日数	2日	1日
1週間の勤務日の日数	4日	3日								
1年間の勤務日の日数	169日か 216日まで	121日か 168日まで								
日数	2日	1日								